

第 5 回

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会

日時 令和 8 年 7 月 6 日（月）15 時 00 分～

場所 丸亀市消防本部 5 階大会議室

協議第 29 号

諸手当等について

広域化後は、それぞれの消防本部の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、広域化後の諸手当は同一の支給額（率）として、
現在の中讃広域行政事務組合の制度に基づき決定する。

中讃広域行政事務組合の制度に統一する手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当とする。

中讃広域行政事務組合に、消防の特殊勤務手当の制度がないことから丸亀市消防本部の特殊勤務手当の制度に統一する。なお、広域化後の過渡期（3年間）に限り、消防業務調整手当を設ける。また、管理職手当及び管理職特別手当については、給与の8級制運用と合わせ丸亀市の制度に統一する。

協議第 39 号

消防本部の権限、決裁、専決事項等

消防事務における権限の多くが市長、町長及び消防長にあるが、広域化に伴い 1 本部 4 消防署 1 分署体制となることから、住民サービスが低下することがないように、本部権限の一部を各消防署に委譲し事務が専決できる体制を構築する。

協議第 40 号

議員定数について

広域消防事務が中讃広域行政事務組合の既存の枠組みに追加されることを踏まえ、中讃広域行政事務組合の制度・運用が適用されるものとする。

協議第 41 号

議員選挙方法

広域消防事務が中讃広域行政事務組合の既存の枠組みに追加されることを踏まえ、中讃広域行政事務組合の制度・運用が適用されるものとする。

協議第 42 号

議会運営等について

広域消防事務が中讃広域行政事務組合の既存の枠組みに追加されることを踏まえ、中讃広域行政事務組合の制度・運用が適用されるものとする。

協議第 43 号

監査委員について

広域消防事務が中讃広域行政事務組合の既存の枠組みに追加されることを踏まえ、中讃広域行政事務組合の制度・運用が適用されるものとする。

協議第 44 号

公平委員会について

広域消防事務が中讃広域行政事務組合の既存の枠組みに追加されることを踏まえ、中讃広域行政事務組合の制度・運用が適用されるものとする。

協議第 45 号

電算システムについて

広域消防組織における業務を円滑に遂行するため、本部・各署所および事務局を相互に接続するネットワークを構築し、組織間での情報共有およびデータ連携を安全かつ安定的に行える環境を整備する。

併せて、セキュリティ対策およびアクセス制御を徹底することにより、機密性・信頼性の高いネットワーク運用を確保し、業務の質的向上を図る。

また、共通の業務システム導入を検討し、積極的に DX 化を推進することで、効率的な事務処理体制を構築するものとする。

協議第 46 号

消防団との協力体制について

消防団に係る事務は構成市町の所管とし、構成市町からの委託を受けて消防本部が事務を執行することとする。事務の執行にあたっては、本部担当部所をはじめ消防署所が係り、現状と同様に関係を密に図るものとする。

委託による事務内容については、広域化前の事務を基本とし構成市町と協議により広域化までに決定するものとする。

広域化における消防団との平常時の協力体制は、常備消防と消防団が研修や訓練を通じて現在の協力体制を維持するものとする。

消防団事務の概要について（2市1町） 現状

予 算 関 係				
項 目	丸亀	善通寺	多度津	
団員報酬	○四半期毎	○半期毎	○半期毎	
技術報酬	○四半期毎	○毎月	○半期毎	
災害出動	○四半期毎	○毎月	○出動毎	
学校入校	○	○	○	
報償費	○	○	○	
団長研修	○毎年	○毎年	○毎年	
団幹部視察研修	○毎年	○3年毎	○隔年	
女性活性化大会	○毎年	○3年毎	×	
分団運営交付金	○	○	○	
県操法大会補助金	○	×	×	
準中型免許取得補助金	○	×	×	
車両更新・修繕	○	○	○	
車両消耗品	○	○	○	
備品購入	○	○	○	
屯所維持管理	○	○	○	
浄化槽委託料	○	○	○	
高熱水費	○	○	○	
屯所新築・移転更新	◎	◎	◎	
屯所用地購入	○	△	△	
土地賃借契約	○	△	×	
消防協会負担金	○	○	○	
市町総合事務組合	×	○	○	

管 理 事 務				
項 目	丸亀	善通寺	多度津	
入退団 （団員情報管理、 被服の採寸等）	○	○	○	
辞令作成・交付	○	○	○	
国・県・消防協会	○	○	○	
市長・団長表彰	○	○	○	
団員報酬	○	◎	○	
報償費	○	◎	○	
公務災害	○	×	○	
退職報償金	○	×	○	
福祉共済等	○	○	○	
消防協会事務	○	○	○	
各種統計・調査	○	○	○	
学校入校	○	○	○	
各種補助金申請	○	○	○	
消防団協力事業所	○	○	○	
例規改正	◎	◎	◎	

※ ◎ 消防・市町の両方が実施
 ※ ○ 消防が実施
 ※ △ 市町が実施

活 動 関 係				
項 目	丸亀	善通寺	多度津	
役員会議・分団長会議	○	○	○	
女性消防団（定例会）	○	×	×	
合同訓練	○	○	○	
文化財防火デー訓練	×	○	○	
地震対処訓練	○	×	×	
新入団員教養研修	○	○	×	
機関員教養研修	○	○	×	
幹部教養研修	○	×	×	
操法教養研修	○	○	×	
水防技術講習	○	○	○	
救命講習	○	○	○	
出初式	○	○	○	
年末特別警戒	○	○	○	
防火広報活動	○	○	○	
消防フェスタ	○	×	×	
祭り警備	○	○	×	
市町操法大会	○毎年	○隔年	○隔年	
県操法大会	○隔年	○隔年	○隔年	
災害出動	○	○	○	
サイレン吹鳴	○	○	○	

協議第 47 号

庶務について

消防庶務業務の一元化により、人員の効率化、専門化を図るものとする。

協議第 48 号

組合規約について

中讃広域行政事務組合規約を一部変更し、消防事務を新たに追加するものとする。条例及び規則についても新たに整備するものとする。

調整番号	02-01	調整項目	共同処理事務
------	-------	------	--------

広域化後の共同処理事務は以下のとおりとする。

(1) 消防に関する事務

(消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。)

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

上記が第4回協議会で承認された内容です。

○中讃広域行政事務組合同規約

昭和46年10月1日香川県知事許可

(名称)

第1条 この組合は、中讃広域行政事務組合（以下「組合」という。）という。

(組織する市町)

第2条 組合は、丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。

(1) 関係市町の通知に基づく市町税等の滞納整理に関する事。

(2) 削除

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事務のうち、次に掲げる事項に関する事。

ア 一般廃棄物のうち、不燃性ごみ等に係る最終処分場の設置及び運営管理に関する事。

イ 一般廃棄物及び同法第11条第2項に規定する廃棄物のうち、可燃性ごみに係る焼却施設の設置及び運営管理に関する事。

ウ リサイクルプラザの設置及び運営管理に関する事（善通寺市、琴平町及びまんのう町に係るものを除く。）。

エ し尿処理施設の設置及び運営管理に関する事。

オ ごみ処理施設集約化計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関する事。

(4) 情報センターの設置及び運営管理に関する事。

(5) 戸籍事務に係る電子計算組織の設置及び管理に関する事。

(6) 広域圏における地域情報化の推進及び実施のための連絡調整に関する事。

- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会の設置及び運営管理に関すること。
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく介護扶助のための要介護状態の審査判定に関すること。
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営管理に関すること。
- (10) 中讃圏域健康生きがい中核事業の推進及び実施に関すること。
- (11) 広域行政の推進に資する次に掲げる事業の実施に関すること。
- ア 関係市町区域内における定住・交流の促進に関する事業
- イ 関係市町職員の人材育成に関する事業

別表（第11条関係）

区分		負担割合	摘要
規約第3条第1号の負担金	滞納整理に要する経費	移管額割 $\frac{20}{100}$ 徴収額割 $\frac{80}{100}$	移管額割に用いる移管額は当該年度末における市町別累計移管額、徴収額割に用いる徴収額は当該年度の市町別徴収額による。
	滞納者の差押財産の鑑定評価等に係る経費	滞納処分費割	滞納処分費割に用いる滞納処分費は、換価できなかった場合の当該事務に要した経費とし、当該年度において市町の実費負担とする。
規約第3条第3号アの負担金	施設建設及び地方債の元利償還に要する経費	人口割	
	運営管理に要する経費	搬入量割	搬入量割に用いる搬入量は、前々年度の11月分から前年度の10月分までの市町別ごみ搬入量による。ただし、当該期間における搬入量の実績がない場合は、協議の上、それぞれの推計ごみ量による。
	投棄完了後の管理、整地等事業及び地方債の元利償還に要する経費	搬入量割	搬入量割に用いる搬入量は、投棄開始からの市町別ごみ総搬入量による。

協議第 49 号

経費の負担方法について

常備消防費（離島救急に係る経費を除く）については、2市1町において、前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。

常備消防費の内、離島救急患者輸送事業に係る経費については、離島を有する丸亀市、多度津町の1市1町で負担する。なお、年間委託に要する経費は、実績による按分とし、年間委託に要する経費以外の経費については、それぞれの市町の管轄する離島において生じた経費をそれぞれの市町が負担する。

消防施設費の自動車等整備費については、2市1町において、前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。

消防施設費の施設修繕費については、次のとおりとする。

- ① 事業費が、1件あたり500万円未満の事業の修繕に要する経費については、2市1町において、前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。
- ② 事業費が、1件あたり500万円以上の事業の修繕に要する経費については、経過措置として広域化後11年間は、広域化前に当該施設を所有していた市町の負担とする。11年目以降については、広域化後の施設の配置計画等の検討状況を勘案し、広域開始後10年の間に、その負担方法について協議する。
- ③ 広域化後の消防本部庁舎の4階及び5階部分は、本部機能となるため広域開始時から当該施設に係る修繕に要する経費については、2市1町において前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。なお、庁舎全体に係るものは、本部と丸亀北署の面積按分により本部部分については本区分に含める。

消防施設の改良費については、2市1町において、前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。

消防施設の整備費については、施設の整備計画等を勘案し、別途協議して定めるものとする。

非常備消防費、消防水利費については、それぞれの市町で負担するものとする。

社会情勢の変化等、特別の事由により必要が生じた場合には、2市1町それぞれの申し出により、経費の負担方法に関して、再度協議することができることとする。

別表：経費の負担方法

(注：本表に表示する款～事業の区分は、便宜上定めたもので、広域化後の予算を規定するものではない。)

款（仮称）	項（仮称）	目（仮称）	事業（仮称）	内容	負担方法
消防費	消防費	常備消防費	常備消防管理費	常備消防事業の管理に要する費用	前年度の消防費に係る基準財政需要額按分
			常備消防活動費	火災出動等常備消防の活動に要する費用	前年度の消防費に係る基準財政需要額按分
			救急活動費	救急出動等の活動に要する費用 (離島救急患者輸送事業を除く)	前年度の消防費に係る基準財政需要額按分
			救急活動費（離島救急患者輸送事業費）※年間委託契約分	救急出動等の活動に要する費用 (離島救急患者輸送事業に要する費用のうち、海上輸送事業者との年間委託契約に要する費用)	丸亀市、多度津町で実績により按分
			救急活動費（離島救急患者輸送事業費）※年間委託契約分以外	救急出動等の活動に要する費用 (離島救急患者輸送事業に要する費用以外の費用)	丸亀市、多度津町でそれぞれの管轄する離島に要した経費をそれぞれで負担する (消防が受ける県からの補助金については、負担する経費から控除する)
			救助活動費	救助活動等の活動に要する費用	前年度の消防費に係る基準財政需要額按分
			予防事業費	火災予防等消防法令に基づく予防業務に要する費用	前年度の消防費に係る基準財政需要額按分
			通信指令業務管理費	通信指令業務に要する費用	前年度の消防費に係る基準財政需要額按分
			消防自動車等整備事業費	消防車両の整備、更新等に要する費用	前年度の消防費に係る基準財政需要額按分
			消防施設修繕事業費（５００万円未満の事業分）	消防施設の修繕等に要する費用 (事業費が１件あたり５００万円未満) (修繕費計上以外の工事費等含む)	前年度の消防費に係る基準財政需要額按分
消防費	消防施設費		消防施設修繕事業費（５００万円以上の事業分）	消防施設の修繕等に要する費用 (事業費が１件あたり５００万円以上) (修繕費計上以外の工事費等含む)	広域化後１０年間は、広域化前の市町がそれぞれ負担 広域化後１１年目以降は、広域化後１０年間の間で検討する施設の配置計画等を勘案し、 広域化後１０年間の間に協議して定める
			消防施設修繕事業費（丸亀北署の４階、５階部分）	消防施設の内、丸亀北署の４階及び５階部分の修繕に要する費用 (丸亀北署の４階及び５階は、本部機能及び通信司令機能の為、金額によらず 按分経費とする。)	前年度の消防費に係る基準財政需要額按分
			消防施設修繕事業費（丸亀北署の４階、５階部分）	消防施設の内、丸亀北署の４階及び５階部分の修繕に要する費用 (丸亀北署の４階及び５階は、本部機能及び通信司令機能の為、金額によらず 按分経費とする。)	前年度の消防費に係る基準財政需要額按分
			消防施設改良事業費	消防施設の機能向上等改良に要する費用	前年度の消防費に係る基準財政需要額按分
			消防施設整備事業費	消防施設の施設等に要する費用	施設の整備計画等を勘案し、別途協議して定める
消防費	非常備消防費		非常備消防費	消防団の活動に係る経費、資機材に係る経費、施設に係る経費等、消防団に係る一切の費用	共同処理事務とはしない。各市町で要する費用は、各市町が負担する。
			消防水利用費	消防水利用に係る経費（防火水槽、消火栓等）に係る一切の費用	共同処理事務とはしない。各市町で要する費用は、各市町が負担する。

協議第 50 号

財産の取扱いについて

財産の取扱いは次のとおりとする。

- ① 土地については、組合に無償貸付を行う。所有権は市町のままとする。
- ② 庁舎、車両、資機材については、組合に無償譲渡とする。
- ③ 庁舎付属物品については、組合に無償譲渡する。
- ④ 工作物（防火水槽）については、各市町のままで組合に無償貸付とする。
- ⑤ 工作物（庁舎附帯施設）については、組合に無償譲渡とする。

尚、庁舎内に組合へ譲渡できない市町の設備等が設置されているため、広域化までに取扱いについての調整を図ることとする。

協議第 51 号

補助金・交付金等について

市・町離島救急患者輸送費補助金の所管については、広域開始までに調整を図る。なお、離島救急患者輸送業務を消防本部で実施することから、補助金の申請事務については、消防本部で行う。また、香川県離島救急患者輸送費補助金についても同様の取扱いとする。

消防団に関する補助金及び交付金の事務については、広域開始までに調整を図る。

新たに補助制度を設ける場合は、原則として管轄区域である 2 市 1 町全域を対象とする。

補助金及び交付金のあり方については、目的、効果や社会情勢など総合的に勘案しながら、見直しを行うものとする。

(円)

	補助金・交付金名	交付先	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
丸亀市消防本部	消防団運営交付金	各分団長	7,516,000	7,246,000	7,334,000	7,490,000	7,634,000	8,970,000
	消防訓練参加障害保険補助金	女性防火クラブ	45,180	108,600	226,000	226,500	360,840	360,840
	県消防操法大会参加分団補助金	参加分団	770,000	開催なし	770,000	770,000	開催なし	開催なし
	消防団員準中型免許等補助金	申請者	130,000	令和7年度から開始				
善通寺市消防本部	離島救急補助金 ※07報償費で支出	申請者	20,000	0	40,000	40,000	20,000	40,000
多度津町消防本部	消防団運営交付金	各分団長	420,000	420,000	420,000	420,000		
	消防団交付金 (幹部視察研修※1)	消防団長	425,000		425,000			
	水難救済会補助金(※2)	1救難所2支所	0	70,000	105,000	105,000	105,000	105,000
	離島救急輸送費補助金	申請者	30,000	0	0			

※1 隔年で消防団幹部の視察研修(1泊2日)

※2 多度津町が補助金を交付している水難救済会については、令和8年度から漁協に事務を引き継

協議第 52 号

予算・契約等について

予算については組織・規模が大きくなることから丸亀市消防本部の歳出予算事業分類をベースとする。

協議第 53 号

使用料について

使用料については、その使用に供する土地又は建物の所有する自治体又は組合消防の歳入として取扱う。

39-03(使用料)

(円)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
丸亀市消防本部	336,106	371,204	331,690	346,837	354,358
善通寺市消防本部	97,024	96,908	102,890	74,284	61,490
多度津町消防本部	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000
2市1町の合計	476,130	511,112	477,580	464,121	458,848

協議第 54 号

手数料について

広域化後、地方自治法第 227 条に基づき徴収する手数料については組合消防の歳入とする。新たに中讃広域消防手数料条例を制定する。

39-04(手数料)

(円)

		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
丸亀市消防本部	危険物関係	1,273,350	1,333,000	902,650	742,550	892,850	1,371,950
	その他	0	0	300	900	600	600
	液化石油ガス	25,199	123,655	104,348	122,380		
善通寺市消防本部	危険物関係	595,100	142,900	289,100	57,400	263,000	616,000
	その他	0	300	600	0	0	0
	液化石油ガス	16,799	70,660	69,565	34,965		
多度津町消防本部	危険物関係	258,600	182,000	190,400	468,400	670,600	328,250
	その他	1,200	1,200	300	6,900	2,400	2,400
	液化石油ガス	0	17,665	17,391	34,965	0	0
合 計	危険物関係	2,127,050	1,657,900	1,382,150	1,268,350	1,826,450	2,316,200
	その他	1,200	1,500	1,200	7,800	3,000	3,000
	液化石油ガス	43,198	195,815	175,113	192,310	0	0

※液化石油ガスの金額は、2年前の実績をもとに、その年度の交付額を記載しています。

協議第 55 号

契約事務について

契約に関する事務処理については、中讃広域行政事務組合が丸亀市契約規則を準用していることから同様に扱うものとする。

入札については、中讃広域行政事務組合の入札参加資格者名簿を利用し、消防総務課で実施することとする。

設計を伴う工事については、中讃広域行政事務組合の併任辞令を受けている関係市町の専門技師による確認業務を依頼し、工事を施工する。

その他として中讃広域行政事務組合で一括契約ができる業務については、中讃広域行政事務組合で一括契約するものとする。また、消防本部で契約が必要な車両や資機材の保守点検、業務委託など統一可能な業務については、広域開始までに統一・見直しを行い、消防総務課で契約を行う。

協議第 56 号

指令センター運用について

広域化後は、部隊運用が統一されるため、他の部会と情報共有を行い、出動車両編成計画を策定する。併せて、指令センターの活動基準・判断基準等も指令センター職員を中心として検討しマニュアル等を制定していく。

通信規程については、現在の丸亀市消防通信規程を基に策定することとする。また、指令事務の高度化及び指令員の質を担保するため、先進消防本部を参考に教育計画や研修方法について情報収集し、広域化までに研修計画等を策定し、また、指導救命士による指令員の教育についても検討していく。

なお、日中及び夜間の勤務体制、事務分掌等については、総務部会での検討となるため、総務部会と情報の共有を図っていく。

協議第 57 号

開発行為について

開発行為に伴う消防施設等の協議指導規程を策定し、指導基準を統一する。開発行為者に対する指導及び検査、現地確認は各消防署で対応するものとする。

協議第 58 号

火災予防広報について

広報活動及び火災予防啓発活動の実施にあたっては、原則として消防局予防課が定める指針に基づき各所轄で活動するものとする。ただし、地域特性等を考慮した活動については、各署長の判断により単独で実施することを認める。

春季・秋季火災予防週間行事等、消防局及び署所が連携して行う啓発活動に必要な啓発品等の予算計上については、各署所との協議を経て消防局予防課が一括して行う。

協議第 59 号

緊急消防援助隊について

香川県応援等実施計画で定められている、香川県大隊編成の登録隊数及び出動編成を、広域化後も維持する。また、県内応援が必要な場合も想定されるため、県内応援隊の出動体制についても各署所と連携し対応する。

受援体制について、広域化により消防力の強化及び連携体制を確立することで、緊急消防援助隊の受援体制が円滑に進むと共に、業務継続性を高めることができる。

協議第 60 号

救急活動の平準化について

救急活動については、すでに香川県メディカルコントロール協議会の定めた傷病者の搬送及び受入れの実施基準並びに各種プロトコールによって実施されている。現在、各消防本部が運用している救急業務規程及び要領等について検討し、統一化を図るとともに救急隊員の負担軽減を考慮し、日勤救急隊の運用について検討していく。

協議第 61 号

救急支援について

現在、救急支援については丸亀市、善通寺市がポンプ隊での支援活動を実施している。多度津町では、救急隊員の増員で対応している。

救急活動支援を実施するうえで処置の継続を図りつつ、救急車内への収容等の搬送補助を実施するにはマンパワーを必要とし、出動体制は、自署のポンプ隊を出動させる PA 連携出動を基本とする。自署の救急車が出動中で同時出動が不可の場合、発生場所の所轄ポンプ隊が他署の救急車に先行する体制をとり、AED 等の救命処置資機材を積載することとする。尚、AED 以外の必要資機材を今後検討し、統一を図る。

出動の基準、活動内容等を事前に定めておくことは、活動内容等を平準化するうえで重要である。救急支援に係る要領等については、広域化時の体制にあった救急活動支援要領を新たに制定する。

46-02 救急支援について

1. 救急活動支援要領等について

- 丸亀：救急活動支援実施要領
- 善通寺：規定なし
- 多度津：規定なし

現在、丸亀市が救急活動支援実施要領を規定しているが善通寺市、多度津市には規定されていない。出場の基準、活動内容等を事前に定めておくことは、活動内容等を平準化するうえで重要である。丸亀市の救急活動支援実施要領は平成18年に規定されているが、広域化時の体制にあった要領の規定が必要である。よって、広域化時、新たに救急活動支援要領(仮名称)を規定する。

2. 出場体制・出動件数について

- 丸亀：ポンプ隊・救急隊連携（以下PA）・414件（R6年中）
- 善通寺：PA・105件(R6年中)
- 多度津：救急隊のみ（救急隊4名編成）

救急活動支援を実施するうえで処置の継続を図りつつ、早期に救急車内への収容等の搬送補助を実施する必要がある、出動体制の基本は自署のポンプ隊を出動させるPAでの出動とする。また、自署の救急隊が出動中で同時出動が不可の場合も想定される。その場合、発生場所の所轄ポンプ隊が他署の救急隊に先行する体制をとる。そのため、先行するポンプ隊にはAED等の救命処置資機材を積載することとし、AED以外の必要な積載資機材を今後検討し、統一を図る。

3. ポンプ車積載のAEDについて

	丸亀	善通寺	多度津
購入 or リース	購入：1 リース：2	購入：1	リース：3
積載車両	支援P：各署々1	支援P：1	P：1 T：1
費用	購入：31,200円(R5) リース：1台あたり 204,600円/5年	購入：620,000円 (R7)	リース：3,960円/月 1台あたり 237,000円/5年

現在、各消防本部ともポンプ車やタンク車へのAED積載がされており、広域化後も積載を継続する。但し、積載車両については、救急支援出動する車両とする。積載するAEDについては現在、購入とリースが混在している。ランニングコストや保守の面から広域化後は購入のAEDを耐用年数に達した更新のタイミングで随時、リースに切り替える。



現在、各消防本部ともポンプ車やタンク車へのAED積載がされており、広域化後も積載を継続する。但し、積載車両については、救急支援出動する車両とする。積載するAEDについては現在、購入とリースが混在しているため統一化について今後、検討する。

平成18年4月1日

救急活動支援実施要領を次のように定める。

丸亀市消防長 香 川 博 之

救急活動支援実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丸亀市救急業務規程(平成18年消防本部訓令第4号)第11条に基づく救急活動支援(以下「支援」という。)を実施することにより、傷病者が安全で迅速な救急活動と救命効果の高い応急処置を受ける環境を構築するとともに、現場における二次災害を防止することを目的とする。

(支援体制)

第2条 支援隊は、消防車1台に2名以上の人員をもって編成するものとする。

2 郡家分署においては、覚知時に支援を必要と認める場合は、救急車に支援員1名を同乗させることができる。

(出動基準)

第3条 出動基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 通信員は、通報内容から支援が必要と推測される場合は、支援隊を救急隊と同時に出動させるものとし、判断基準は別紙のとおりとする。
- (2) 救急隊長が必要と判断した場合。
- (3) 当直隊長が必要と判断した場合。

(活動内容)

第4条 支援隊等の活動内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 傷病者の車内収容までの搬送補助及び救急資器材搬送。
- (2) 救急隊が行う処置等の補助。
- (3) 救急活動の障害となる障害物の排除及び除去。
- (4) 二次災害の未然防止。
- (5) その他、必要と判断される事項。

(報告)

第5条 支援を実施した場合は、出動報告書を作成するものとする。

(検証)

第6条 支援を実施した場合は、支援活動の評価を別記様式に記入し、定期的に検証するものとする。

(特例の活動)

第7条 山間部において、現状の支援隊の活動では救急救命処置、搬送が困難な場合の活動マニュアルは別に定める。

(委任)

第8条 この要領の施行に関し、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この庁達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年消防本部庁達第18号)

この庁達は、平成18年9月1日から施行する。

協議第 62 号

MC 体制について

MC（メディカルコントロール）体制については各消防本部とも香川県メディカルコントロール協議会が規定する要領等に沿って実施しており、広域化後も消防局の指導救命士が実施する一次検証体制を統一し事後検証体制を維持していく。

病院実習先は現在、各消防本部で香川労災病院及び四国こどもとおとなの医療センターの 2 医療機関で実施しており広域化後も継続するとともに、新たな実習先医療機関についても模索する。また、気管挿管実習については丸亀市及び多度津町に未実習者が多いため、早急に改善していく。

広域化後も実働救急救命士の再教育実習等が必要であり、各署所の業務に影響を及ぼさないよう綿密な実習計画を立て実施していく。

協議第 63 号

啓発事業について

救命率の向上にはその場に居合わせた人による応急手当は非常に重要であり広域化後も応急手当の普及啓発に重点をおく。広域化時には応急手当普及啓発活動実施要綱を統一したうえで消防局及び消防署において講習会等を積極的に実施していく。現在、各消防本部が実施している広報等の啓発事業については、基本的に継続していくこととし、普及啓発に係る新たな事業についても検討していく。

協議第 64 号

大規模災害・集団災害について

大規模災害発生時には、構成市町が設置する災害対策本部が防災行政の総合調整を担い、広域消防は消防・救急・救助活動の専門機関として、現場活動を担う。

両者は、消防職員の派遣等を通じ、迅速かつ密接な情報共有を図りながら、それぞれの役割に基づき連携するものとする。なお、大規模災害発生時には、組織単独の対応に限界があることから、広域消防、構成市町及び消防団が、平時から連携訓練を実施し、役割分担及び情報共有体制の実効性を確保することが不可欠である。

集団災害等、被害が限局的な災害においては、広域消防が主体となり、現場指揮及び消防活動を実施し、災害発生市町は広域消防と情報共有を行いながら必要な行政対応に備える。被害の拡大等により防災行政上の対応が必要となった場合には、速やかに当該市町に災害対策本部を設置し、大規模災害として対応する。

協議第 65 号

ドクターヘリの運用について

「香川県ドクターヘリ運航要領」に基づいた運用とし、要請時における警戒活動等を統一することとする。また、現在各消防本部が設定しているランデブーポイントは広域化後も使用を継続していくが、新たなランデブーポイントについて調査、検討していく。

協議第 66 号

救命士の配置について

広域化時における救急救命士の配置については救急隊 1 隊あたり、2 名以上の救急救命士の乗車体制を維持できるよう計画的に採用や養成を行う。また、指導救命士についても適正に配置、維持できるよう計画的に養成をしていく。

協議第 67 号

医療廃棄物の処理について

救急活動で発生する感染性廃棄物の処理方法については、広域化時の救急業務規程等で規定する。

各消防本部とも医療廃棄物についての処理は委託契約事業者で処理しており、広域化時には業務委託契約事務等の効率化を図るため一事業者に統一する。また、救急において発生する廃棄物については、環境への影響や職員の安全にかかわることから各署に1名の特別管理産業廃棄物管理責任者を配置するとともに、人事異動を考慮し計画的に養成していく。

救急活動で発生する非感染性の一般廃棄物については、各市町の処理方法によることとする。

46-09 医療廃棄物の処理について

1. 一般廃棄物の処理について

- 丸 亀：丸亀市内で発生した一般ごみは今までどおりクリントピアで処理できる。

現在は各署がクリントピアに持ち込み

- 善通寺：燃えるごみについては収集、運搬、処理を市の委託業者が実施。

不燃ごみ、金属類等については、未来クルパーク21へ持込。

- 多度津：週火曜日及び金曜日に、本部内の指定場所から町の指定業者が収取し、収取

後はリサイクルプラザにて処理。

(案) 一般廃棄物を発生させた各署のある市町の処理方法によることとする。

2. 感染性産業廃棄物の処理について

- 丸 亀：富士クリーン 40L 容器 40個 176,000円(令和8年度) 予定

- 善通寺：株式会社 MCS 20L 容器20個 83,000円

- 多度津：株式会社 MCS 20L 容器30個 110,000円(令和8年度) 予定

(案) 現在、各消防本部で処理契約している事業者を広域化時に1事業者にて処理契約する。また、救急出場件数の多い北消防署は、40L容器とし他署は容器の容量を小さくし密閉までの期間を短縮させることにより安全性が高まるため20Lを使用する。

特別管理産業廃棄物責任者の受講について

特別管理産業廃棄物管理責任者(特管責任者)とは特別管理産業廃棄物の処理業務における責任者のこと。

特別管理産業廃棄物とは、廃棄物処理法に規定されている爆発性や毒性、感染性などといった人間の健康や生活環境に被害を与える恐れのある性状の産業廃棄物を指す。これらが事業活動から発生する場合、特別管理産業廃棄物管理責任者を事業場に選任することが、廃棄物処理法第十二条の二第8項によって定められている。

(参考) 特別産業廃棄物について事務を所管する県(香川県中讃保健福祉事務所 環境管理室)ワタナベ氏に消防が発生させる救急現場で発生させる感染性廃棄物について特別管理産業廃棄物管理責任者をおかなければならないか確認を依頼した。

ワタナベ氏より環境省より消防で発生させる感染性廃棄物については必ずしも特別管理産業廃棄物管理責任者をおく必要はないが適切に管理するために推奨するとの回答であった。

特別管理産業廃棄物管理責任者受講状況

- 多度津：3名受講者済みで配置している
- 丸亀：受講者なし（令和8年度2名受講予定）
- 善通寺：受講者なし（令和8年度1名受講予定）

（参考）高松市消防局 年度内に6名養成し80名の受講者あり

三観広域 受講者なし（感染管理者を配置）

（案）各署に1名を配置し人事異動に備え数名を広域化後も養成する。

（案）救急において発生させる廃棄物については環境への影響や職員の安全にかかわることから救急業務規程において特別管理産業廃棄物管理責任者及び感染管理者について明記し、署長を感染管理者とする。

（案）救急活動で発生する感染性廃棄物の処理方法については、広域化時の救急業務規程等で規定する。

各消防本部とも医療廃棄物についての処理は委託契約事業者で処理しており、広域化時には業務委託契約事務等の効率化を図るため一事業者に統一する。また、救急において発生する廃棄物については、環境への影響や職員の安全にかかわることから各署に1名の特別管理産業廃棄物管理責任者を配置するとともに、人事異動を考慮し計画的に養成していく。

救急活動で発生する非感染性の一般廃棄物については、各市町の処理方法によることとする。

協議第 68 号

広域消防運営計画（案）について